

令和8年度 甲種防火管理「新規講習」案内

北部上北広域事務組合消防本部

この講習は、消防法施行令第3条第1項第1号イの規定に基づく甲種防火対象物（乙種防火対象物を含む）の防火管理者の資格を取得するためものです。

- 1 日 時** 令和8年10月15日（木）・16日（金）の2日間
（受付時間は2日間ともに午前9時から午前9時40分まで）

講習時間	【1日目】 午前9時50分～午後4時	【2日目】 午前9時50分～午後4時10分
講習科目	防火管理の意義及び制度	施設・設備の維持管理
	火気取扱いの基本知識と出火防止対策	防火管理に係る訓練及び教育
	施設・設備の維持管理	防火管理の進め方と消防計画

- 2 場 所** 野辺地町中央公民館 2階 第3会議室
（上北郡野辺地町字野辺地1-15）

- 3 受講料** 5,000円（テキスト代等含む）
※インボイス制度への対応は行っておりません。

- 4 受講定員** 30名

5 受講申込

（1）申込方法

「防火管理講習申込書」に必要事項を記載のうえ、受講料5,000円を添えて申し込みしてください。なお、「防火管理講習申込書」は、管内の消防署に準備しております。（組合HPからもダウンロードできます。）

（2）受付期間・受付対象者・申込先

受付期間	受付対象者	申込先
8月31日（月）から 9月11日（金）まで ※平日のみ	・管内（野辺地町、横浜町、六ヶ所村）の 事業所に勤務している方 ・管内（野辺地町、横浜町、六ヶ所村）に 居住している方	野辺地消防署 横浜消防署 六ヶ所消防署 消防本部予防課
9月14日（月）から 9月18日（金）まで	・すべての方（定員に満たない場合）	消防本部予防課
※受付期間内でも定員に達し次第締め切ります。		

（3）受付時間は、午前9時から午後5時までとなります。

（4）受付完了後、「防火管理講習受講票」を交付しますので、受講当日に必ず持参してください。

6 修了証の交付

全ての講習科目を受講した方には即日、修了証を交付します。

なお、1科目10分以上の遅刻又は講習の途中で退席したとき等は、修了証を交付できませんので注意してください。

7 講習科目の一部免除

(1) 対象科目と対象者

次の方は、講習科目の「防火管理の意義及び制度」が免除されます。

ア 消防設備点検資格者講習の課程を修了し、免状の交付を受けている方

イ 自衛消防業務講習の課程を修了している方

(2) 講習科目の一部免除の方法

「防火管理講習申込書」講習科目の免除申請欄にレ印を記入し、証明書類（免状の写し又は修了証の写し）を添付して受講の申込みをしてください。

(3) 講習科目の一部免除となる方の受付時間

講習1日目の受付時間は、12時30分～12時50分までとなります。

8 注意事項

(1) 申込み後に講習を受けることができなくなった場合、受講料の払い戻しはできませんので、あらかじめ御了承ください。

(2) 駐車場に限りがございますので、なるべく公共交通機関を御利用ください。

(3) 講習当日は、「防火管理講習受講票」及び筆記用具を必ず持参してください。

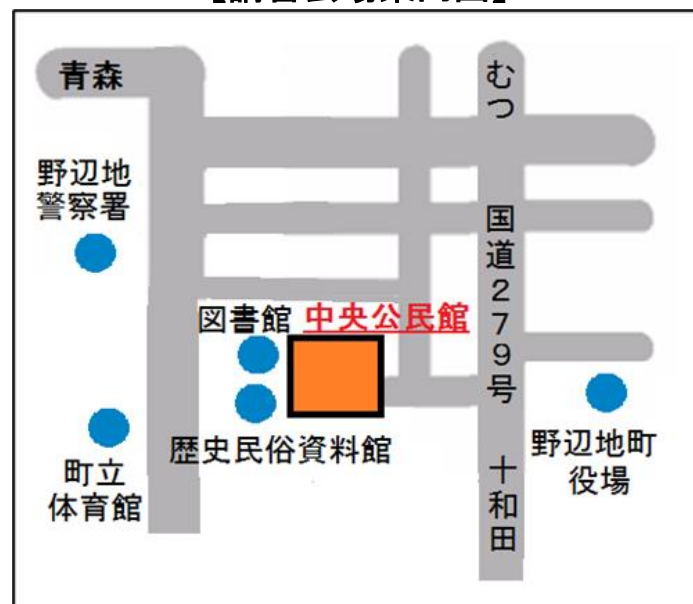
(4) 昼食は各自で準備してください。

(5) 講習当日、欠席する場合は、消防本部予防課までご連絡ください。

(6) 講習当日の受付時間は、9時からとなりますので、時間までお待ち下さい。

(7) 災害等の発生及び感染症の拡大状況などにより講習を中止する場合があります。

【講習会場案内図】



【交通案内】

野辺地駅より

・徒歩:約25分

・バス:約10分⇒野辺地中央バス停から徒歩約5分

・車:約5分

【問合わせ先】

北部上北広域事務組合消防本部 予防課

電話番号0175-64-0650

組合HP【<http://hokubukamikita.org/shobo/>】